

○南相馬市鹿島デイサービスセンター設置条例

平成18年1月1日

条例第118号

改正 平成18年3月3日条例第243号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第2項の規定に基づき、老人デイサービスセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人デイサービスセンターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(指定管理者)

第3条 市長は、老人デイサービスセンターの設置目的を効果的に達成するため、管理運営を指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

2 前項の規定のほか、この事業を実施する場合において、市は、利用者の決定等の事務を除き、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(利用の許可)

第4条 老人デイサービスセンターを利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(費用徴収等)

第5条 老人福祉法第28条に定めるデイサービスセンターの利用に係る費用徴収額は、通所介護に関し介護保険法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額とする。なお、食事の提供に対する費用は、全額利用者負担とする。

(費用徴収額の減免)

第6条 市長は、特に必要と認めるときは、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(費用徴収額の収入)

第7条 市長は、指定管理者に費用徴収額を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第8条 法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとする者は、デイサービスセンター施設の指定管理者申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、指定について市長に申請しなければならない。

(1) デイサービスセンター施設の指定管理者事業計画書(様式第2号)

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なもの  
(指定管理者の指定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として、指定しなければならない。

- (1) 事業計画による施設の運営が住民の平等な利用を確保することができるものであること。  
(2) 事業計画の内容が当該事業計画に係る施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。  
(3) 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載したデイサービスセンター施設の指定管理者事業報告書(様式第3号)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して14日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況及び利用状況  
(2) 管理運営に係る経費の収支状況  
(3) 前2号に掲げるもののほか、実態を把握するために必要と認めたもの  
(業務報告の聴取等)

第11条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(損害賠償義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、南相馬市個人情報保護条例(平成18年南相馬市条例第23号)の規定を遵守

し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町デイサービスセンター施設の指定管理の手続き等に関する条例（平成17年鹿島町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第243号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の規定は、平成18年1月1日から適用する。

別表（第2条関係）

名称	位置
南相馬市鹿島第1 デイサービスセンター	南相馬市鹿島区西町二丁目1 1 6 番地
南相馬市鹿島第2 デイサービスセンター	南相馬市鹿島区西町二丁目1 6 5 番地